

新型コロナ関連・

元気城下町発・未来行チケット事業

元気城下町発・ 未来行チケット

取扱店募集要項

元気城下町発・未来行チケット事務局

(大和郡山市商工会)

「元気城下町発・未来行チケット（クーポン券）」取扱店募集要綱

1. クーポン券の発行概要

| | | | |
|----------|---|----|--|
| クーポン券の名称 | 「元気城下町発・未来行チケット」 | | |
| 発行者 | 大和郡山市 | | |
| 発行総額 | 1,950,000,000円（最大） | | |
| 券面額 | 1冊「500円券×10枚=5,000円」 | | |
| | 共通券（全ての取扱店で利用可） | 6枚 | |
| | 限定券（大型店利用不可） | 4枚 | |
| 配布数量 | 39,000冊（最大） | | |
| 配布先 | 大和郡山市に住民登録のある全世帯 | | |
| 利用方法 | 取扱店が取扱う商品の購入・サービスの提供等の支払代金に利用 支払代金1,000円ごとにクーポン券1枚（500円券）を利用するものとする。 | | |
| 利用期間 | 令和2年10月1日（木）～令和3年1月11日（月） | | |
| 利用店舗 | 大和郡山市内に店舗のある小売店、飲食店、その他サービス業などの事業所 | | |
| 店舗区分 | 大型店：店舗面積が1,000㎡を超える小売店及び集合店舗 中小店舗：店舗面積が1,000㎡以下の小売店とその他の業種 | | |

2. クーポン券取扱い厳守事項

- (1) お買い物など1,000円のお支払いごとに500円券（1枚）の利用取扱いとします。
- (2) 物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- (3) クーポン券と現金の交換は禁止しています。
- (4) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 商品返品の際の返金はできません。
- (6) 利用者からクーポン券が提示されましたら、冊子より必要枚数を切り離してクーポン券のみをお受け取りください。
- (7) 綴りから切り離されたクーポン券は原則利用できませんが、利用者が綴りを持っており、クーポン券の管理番号からその綴りのものと確認できれば、利用できます。
- (8) クーポン券の対象外商品（特売品など）や他割引企画との併用不可などを店舗で独自に定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等はその旨を明示してください。
- (9) 有効期間を過ぎたクーポン券は受け取らないでください。
- (10) クーポン券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者（大和郡山市）は責を負いません。

3. クーポン券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）

- (2)不動産や金融商品（土地、家屋購入、家賃、地代、駐車料（一時預かりを除く）等）
- (3)有価証券、商品券、旅行券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (4)たばこ
- (5)事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (6)現金との換金、金融機関への預け入れ
- (7)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- (8)特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

4. 取扱店登録にあたっての取扱店資格

大和郡山市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、登録した取扱店に限り、クーポン券を利用可能とすることができるもの。ただし、次の事業者を除きます。

- (1)「風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っている者。
- (2)特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている者。
- (3)上記 3. 【クーポン券の利用対象にならないもの】に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等。
- (4)大和郡山市の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置を受けている者。
- (5)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当する者及び、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は私的独占の禁止及び、公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定による刑の容疑により、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されている者等。
- (6)役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人及びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (7)暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に関与しているとき。
- (8)役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (9)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (10)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

5. 取扱店の責務等

次に掲げる事項を厳守していただきます。

- (1)利用可能店舗であることが明確になるよう、事務局が発行する「取扱店表示ポスター・取扱店表示ステッカー」を利用者にわかりやすい場所に掲示してください。(店頭・レジカウンターなど)
- (2)利用者が使用されるクーポン券は、事務局が事前に配布する「見本」と間違いないか確認してください。なお、偽造されたクーポン券と判別できる場合は、クーポン券の受け取りを拒否していただき、すみやかに警察へ通報していただくとともに、事務局までご連絡をお願いします。クーポン券の「見本」については、レジ担当者やクーポン券を取り扱うすべての店員に周知願います。
- (3)取引によりクーポン券を受け取ったときは、再流出を防止するため、券裏面に取扱店受領印を押印することとし、すでに受領印があるものは、受け取りを拒否してください。
- (4)クーポン券の交換及び売買は行わないでください。利用期間中における、商品の売買、サービスの提供等の取引に利用されたクーポン券のみ換金可能です。
- (5)クーポン券事業の運営にご協力ください。

6. 取扱店登録方法について

(1)登録方法

取扱店登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、別紙の「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、以下のいずれかの方法で申請してください。なお、量販店、チェーン店、系列店など市内に複数の店舗を持つ事業者は、各店舗ごとに申請してください。また、郵送代等申請にかかる経費は、各店舗にてご負担をお願いします。

①郵送で申請

②F A Xで申請

③持参で申請

【提出先】 宛 先： 〒639-1160 大和郡山市北郡山町185-3

大和郡山市商工会内

「元気城下町発・未来行チケット事務局」 宛

F A X： 0743-54-1229

(2)登録申請期間

令和2年7月27日(月)～令和2年10月30日(金)

第1次締切 令和2年 8月20日(木) 17:00まで

最終締切 令和2年10月30日(金)まで

※第1次締切日(8月20日)までの登録申請は、取扱店舗一覧表に登載し、クーポン券配布時に同送するとともに、PDF形式で大和郡山市及び大和郡山市商工会のホームページ上に掲載します。

その後の申請につきましては、随時、ホームページ上に掲載します。

(3)登録

登録申請のあった店舗、事業所等については、大和郡山市での審査を経て、取扱店として登録し、店頭に掲示していただく「取扱店表示ポスター・取扱店表示ステッカー」、「クーポン券（見本）」、「換金に必要な資材一式」、「元気城下町発・未来行チケット取扱店マニュアル」等を後日配布します。

登録後であっても申請内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消す場合があります。

7. 取扱店の取消等

本「取扱店募集要項」の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、取扱店登録の取消及び損害金の発生等が生じる場合があります。

8. 換金手続きについて

(1)指定金融機関への持ち込みによる換金手続きとなります。

- 裏面に受領印のある利用済クーポン券と換金用伝票を指定金融機関にお持ち込みください。
なお、この際、利用済クーポン券は「限定券」と「共通券」に分けて束ねておいてください。
- 金融機関にて利用済クーポン券の確認を行い、お振込金額を確定します。
- クーポン券お持ち込み後に下記のスケジュールで指定口座に入金いたします。

| 指定金融機関への持込期間 | 入金予定日 |
|--------------------------|---------------|
| 令和2年10月1日(木) ～ 10月30日(金) | 令和2年11月30日(月) |
| 令和2年11月2日(月) ～ 11月30日(月) | 令和2年12月30日(水) |
| 令和2年12月1日(火) ～ 12月30日(水) | 令和3年 1月29日(金) |
| 令和3年 1月4日(月) ～ 1月29日(金) | 令和3年 2月12日(金) |

※平日の指定金融機関営業時時間内の持込に限定いたします。

※入金予定日は現時点での計画案であり、今後予定日が前後して変更する場合があります。

(2)指定金融機関 奈良信用金庫 本店

- 換金請求期間は、令和2年10月1日(木)～令和3年1月29日(金)までとします。この期間を過ぎてからの換金には応じられませんので、ご注意ください。
- 換金用伝票とクーポン券の枚数が合わない場合は、指定金融機関から取扱店様へご連絡のうえ、ご返却させていただきます。再度、クーポン券の枚数をご確認のうえ伝票をご記入いただき、持ち込んでください。

※詳細な換金方法は、「元気城下町発・未来行チケット取扱店マニュアル」をご確認ください。

9. その他留意事項

その他「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、事務局と大和郡山市が協議し、その対応を決定します。